日米欧における個人データの越境移転 に関する実態調査

調査結果報告書

令和4年1月27日

個人情報保護委員会 (調査委託先:株式会社野村総合研究所)

目次

| ${\tt Executive}$ | Summary | 1 |
|-------------------|---------------------------------------|-----|
| 第1編 講 | 査の概要 | 4 |
| 第1章 | 調査の背景と目的 | 4 |
| 第2章 | 調査の実施方法 | 5 |
| 第2編 実 | 態調査 | 9 |
| 第1章 | 調査の概要 | 9 |
| 第2章 | アンケート調査結果 | .11 |
| 第3章 | ヒアリング調査結果 | 16 |
| 第4章 | 実態調査の総合分析 | 29 |
| 第3編 個 | 人データの <mark>越境移転一般</mark> に関する分析 | 32 |
| 第1章 | 傾向に影響を与えた企業の実務慣行 | 32 |
| 第2章 | 個人データの越境移転に関する企業の課題認識 | 33 |
| 第4編 終 | をわりて | 34 |
| | | |

Executive Summary

- ◆ 個人情報保護委員会が推進している、日米欧における既存の二国間の個人データ移転 の枠組みを発展させ、円滑な再移転を可能とすることにより、データの越境流通を促進 するスキームの構築を目指すにあたり、本件スキームの実現が産業界にもたらす便益 を明確化することを目的に調査を実施。
- ◆ 経団連加盟企業を対象とした本調査により、回答企業 113 社のうち約 26.5%が本件スキームの利用可能性があることが確認された。具体例としては、海外支社を含めたグローバルな人事情報の一元化による戦略的な人的資本管理の強化等が挙げられる。
- ◆ 将来的な利用可能性として、世界的に一元化された業務システムを日本の本社で構築 し、世界中の顧客に提供する場合や、データを日本に集約した上で、優れた分析力を有 する米国支社等にデータを移転して分析を行うといったビジネスモデルに資する可能 性があることが判明。
- ◆ 本件スキームを構築することで、より予見可能性が高く、安心してデータを越境移転できる根拠が整備されることへの期待も聞かれた。

本調査は、個人情報保護委員会(以下、「当委員会」という。)が目指している、日米欧の既存の二国間フレームワークを発展させることにより、データ流通の可能性を高めるスキームの構築、すなわち EU から十分性認定に基づき日本に移転してきた個人データを、EU・米国間の強化されたプライバシーシールドプログラムに基づく米国の自己認証企業に再移転する場合の要件を緩和し、データ流通の促進を図るスキーム(以下、「本件スキーム」という。)の構築に向けて、本件スキームが産業界にもたらす便益を明確化することを目的とした。

そこで、本調査では、経団連の全加盟企業に対するアンケート調査及び一部企業へのヒアリング調査を株式会社野村総合研究所への委託により実施し、日本企業や外資企業の日本拠点における本件スキームへのニーズを確認した。

以下、調査で明らかになった事項を概観する。

まず、本件スキームの利用可能性がある、EU→日本→米国という形での個人データ越境 移転を実施している企業の割合を分析した。

結果、回答企業 113 社のうち¹、EU→日本の移転を行っている企業が 75 社、さらにその うち EU から移転された個人データを米国へ再移転している企業が 30 社あるため、調査の 対象企業のうち、30/113 の約 26.5%が本件スキームの利用可能性があることとなった。ア ンケートは経団連加盟企業を対象としているため回答企業の8割近くが従業員数1,000名

¹ 日本⇒米国のサンプル数の制限のため 113 となっている点に留意。

以上の規模が大きな企業に限定されているものの、本件スキームに一定の利用ポテンシャルが認められたといえよう。

次いで、本件スキームが導入された場合の、企業による具体的な活用方法を分析した。現在のところ EU→日本→米国という形で移転される個人データは社内の人事データと回答された割合が 90%と最も高い。ヒアリングによれば、これは例えば米国の子会社から EU の子会社を含む日本本社の人事データにアクセスができる等、グローバルに人事情報を共有しているためと考えられる。グローバルな人事情報の一元化によるタレントマネジメントの強化は、日本企業のグローバル化にとっても重要な課題であり、ヒアリングにおいても現在は実施していないものの将来的には実施したいとの意向を寄せた企業も複数ある。本件スキームはその個人情報保護への対応支援につながることから、日本企業のグローバルな成長に間接的に寄与する可能性を指摘することができる。

次に、EU→日本→米国という形で移転される個人データについて、70%の企業は顧客に 関するデータも移転していることが分かった点も注目される。ヒアリングでは直接的な回 答は得られなかったものの、将来的な利用意向から顧客データについて2つの利用可能性 が指摘できる。

1 つは、日本企業が世界的に一元化されたシステムを構築して、それを世界中の顧客に提供する場面である。例えば、位置情報等個人データと認められ得る情報を含む場合、機械の稼働状況を監視するクラウドサービスにあっては、日本に世界中の機器から情報が集約され、そこから世界各国のクライアント企業に対して情報が提供される。そして、このクライアント企業も多国籍企業である場合、当該企業の欧州のデータを日本に集約し、そこから同じ企業の米国拠点に情報を提供する場面が想定されるが、この場合に EU→日本→米国という形で移転されることとなる。また、このようなサービスを、データが集約される日本本社が、グローバルに競争力のある米国企業のクラウドサービス上で構築する場合には、必然的に EU のデータを米国に移転することとなる。

もう1つは、より将来的なニーズであるが、日本に集約したデータを優れた分析力を持った自社の米国支社や米国企業、研究機関に提供して分析を行う場合である。または、グローバルにデータを集約した分析基盤を構築して、米国を含む各国から利用できるようにする可能性もある。このニーズは、先に述べたグローバルな人事情報の一元化に近い形態といえる。

このように将来的には日本企業における個人データを活用したサービス等の高度化に向け、本件スキームを活用するニーズも存在していることが確認された。

なお、十分性認定に基づいて EU から日本に移転された個人データを米国へ再移転する 場合、現行においても、補完的ルールにより、本人同意の取得のほか、移転先との契約等 による体制整備を行うことで、日本から米国への再移転が可能となっているが、当該再移 転に関しては、日本の個人情報保護保護法上の要件に加え、EUの一般データ保護規則 (GDPR) 上の域外移転のための要件の遵守を求められるため、日本と EU 双方の規律をクリアする予見可能性が高まれば、企業実務上プラスになるという意向を企業が有していることが、ヒアリングを通じて伺えた。

移転先との契約等の体制整備による個人データの移転については、移転先国のデータ保護に関する状況に応じた追加的な保護措置を講じることが移転元の企業に委ねられているが、日本企業にとって、国内の当局に比して、EU域内の当局から事後的に不備を指摘されるリスクについて予見することは困難であると想定されることから、当該リスクを回避するためには、契約相手となる移転先企業について、個社ごとに情報管理体制や社員教育の実施状況等を慎重に検討し、万全な対策を講じる必要があると考えられる。

この点に関して、本件スキームが実現することで、日米欧の三極間における個人データの再移転について当局から事後的に保護措置の不備を指摘されるといったリスクは解消されることになるが、ヒアリングでは、このようにより予見可能性が高く、安心してデータを越境移転できる根拠が整備されることへの期待が示された。

第1編 調査の概要

第1章 調査の背景と目的

企業活動のグローバル化や多様化に伴い、データの流通量が指数的に増加している。このような中、個人データの十分な保護を図りつつ、自由でグローバルな流通を確保していくことがますます求められている。

こうした国際的な状況を踏まえて、当委員会では、信頼性の確保された個人データの自由な流通の枠組み構築に向けて3つの取組を行っており、このうちの一つが、日米欧の既存の二国間フレームワークを発展させることにより、データ流通の可能性を高めることを提案するものである。EUと米国の間では、プライバシーシールドプログラムが実施され、EUは当該プライバシーシールド(以下、「PS」という。)に対する十分性認定を行っていた。一方、日本とEUとの間には、日本はEUに対し個人情報保護法に基づく指定を、EUは日本に対しGDPRに基づく十分性認定を行っており、相互認証の枠組みが運用されている。

この提案は、当初、EU から十分性認定に基づき日本に移転してきた個人データを、米欧 PS に基づく米国の自己認証企業に再移転する場合のスキームの構築を目指すものとして始まった。

本件スキームを実現するためには、このスキームが産業界にもたらす便益を明確化し、それを基に議論を行うべきであり、当委員会は、我が国から米国へのEU域内の個人データの再移転に関する実態調査を行おうと考えた。

しかし、上記の枠組みに影響を与える判決が 2020 年 7 月に欧州司法裁判所から下され、これによって本調査も変更を余儀なくされた。すなわち、いわゆる Schrems II 事件において、上記「EU から十分性認定に基づき日本に移転してきたデータを、米欧 PS に基づく米国の自己認証企業に再移転する場合の仕組みの構築」はその前提となる PS が無効とされたのである。Schrems II 判決における PS 無効判断を受け、米国商務省並びに欧州委員会は PS の改訂に係る協議を行っているが ²、本報告書の執筆時点(2022 年 1 月時点)では具体的な進展は見られない。

このような重大な事情の変更を鑑み、本調査では、今後、強化された PS が新たに米・EU 間で構築され、それを基にした米国の自己認証企業に対して、EU から日本に移転された個人データを再移転する場合の要件を緩和し、データ流通の促進を図るスキームの構築が日米間で行われる場合に、当該スキームに関する日本企業等のニーズを調査することとした。

 $^{^2\,}$ https://www.commerce.gov/news/press-releases/2020/08/joint-press-statement-us-secretary-commerce-wilbur-ross-and-european

第2章 調査の実施方法

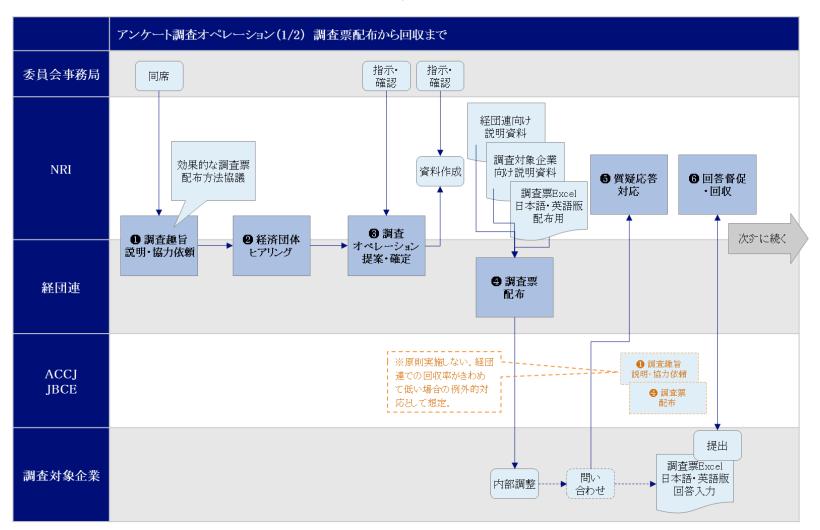
当委員会は、本件調査を株式会社野村総合研究所(NRI)に委託し、実施方法等を相談した上で、同社は、次のオペレーションに従って本件調査を実施した。

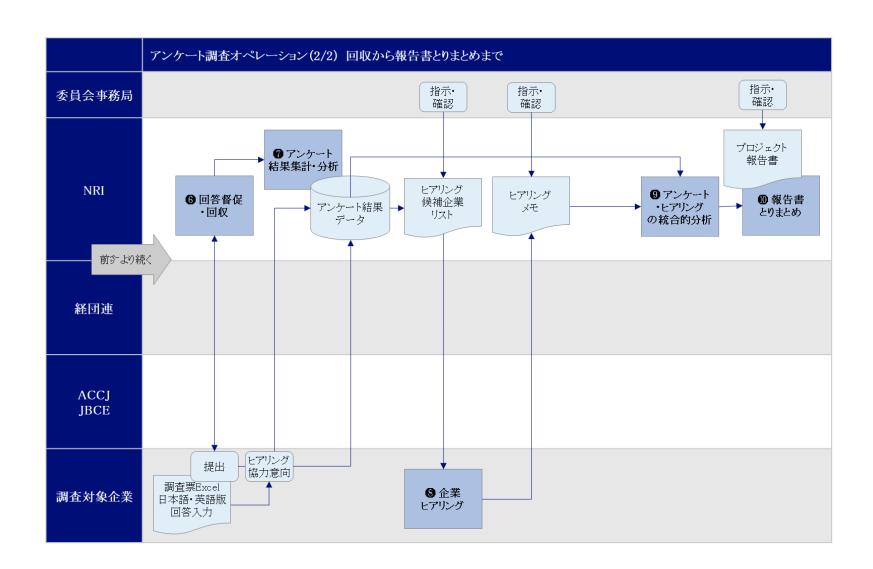
図表 1 NRI の実施したアンケート調査オペレーション

| | I NRI の美施したアングート調査オペレーション |
|-----------|----------------------------------|
| タスク | 実施内容 |
| ● 調査趣旨説明・ | ・ 経団連に対し、本事業内容・目的・協力依頼内容を説明し |
| 協力依頼 | た。 |
| | ・ 経団連が持つ既存の会員企業への連絡手段(メーリングリス |
| | ト)を通じ、最大限多くの会員企業の協力を得られる方法で |
| | の調査票配布を依頼した。 |
| | ・ 調査対象企業を募るための窓口は、経団連のみとした。 |
| ② 企業ヒアリング | ・ 調査対象企業の実態概要を把握した上で、調査票をより本調 |
| | 査目的にかなうものに改善し、調査対象企業が回答しやすい |
| | ものとするため、アンケート調査実施前に一部の調査対象企 |
| | <u>業へのヒアリング</u> を行った。 |
| | ・ ヒアリング結果は本調査へのインプットとすると共に調査票 |
| | 内容やオペレーションに反映した(後述)。 |
| 3 調査オペレーシ | ・ 以下を作成・提供したうえで、経団連に調査票配布を依頼し |
| ョン提案・確定 | た。 |
| | ▶ 調査票(日本語版・英語版両方セット、Excel ファイル |
| | で作成し、回答企業1社1件でグローバル各拠点の状況 |
| | をとりまとめ、メール添付にて NRI まで直接提出いただ |
| | いた) |
| | ▶ 調査対象企業向け説明資料 (本事業の目的と内容、アン |
| | ケートの目的と結果の活用方法、調査票への回答方法、 |
| | 提出期限、提出先等) |
| | ▶ 経団連向け説明資料(経団連と NRI の役割分担、問題が |
| | あった場合の対処方法・連絡先等) |
| ● 調査票配布 | ・ 経団連が持つ既存の会員企業への連絡手段(メーリングリス |
| | ト)を通じ、経団連からすべての会員企業に対し、調査票を |
| | <u>配布</u> いただいた。 |
| 6 質疑応答対応 | ・ 回答企業からの問い合わせは NRI にて受け付け対応した。同 |
| | 社で本事業メンバーの同報アドレスを作成し、受領した問い |
| | 合わせは全メンバーで共有。迅速かつ整合性ある問い合わせ |
| | |

| タスク | 実施内容 |
|-----------|-----------------------------------|
| | 対応を行うことで、回答内容の質を担保した。 |
| ⑥ 回答督促・回収 | ・ 調査票には、ヒアリングへの協力意向なき調査対象企業に |
| | は、企業名や連絡先の入力を求めないことで無記名アンケー |
| | トの形式を取った。 |
| | 回収数:114件 |
| 7 アンケート結果 | ・調査結果を集計・分析した。 |
| 集計・分析 | ・ 回答企業の傾向がわかりやすいよう、また分析結果から得ら |
| | れる示唆の内容がわかりやすいよう、グラフの形式等工夫し |
| | て分析結果報告資料を作成した(本報告書の該当部分を参 |
| | 照)。 |
| ❸ 企業ヒアリング | ・ アンケート末尾に、ヒアリングへの協力意向を訊く設問を設 |
| | <u>け、協力意向ありの場合、企業名と連絡先を記入いただい</u> |
| | <u>た。</u> |
| | ・ 協力意向ありの企業のうち、本調査の目的に鑑み、その企業 |
| | 属性やアンケート回答内容を考慮して適切な対象先を選定 |
| | <u>し、当委員会事務局と協議の上、</u> ヒアリングを行った。 |
| 9 アンケート・ヒ | ・ ヒアリングの結果は、アンケート結果と合わせて調査結果報 |
| アリングの統合的分 | 告資料に反映した。 |
| 析 | |
| ● 報告書とりまと | ・ 以上の内容を、調査目的を踏まえて報告書にとりまとめた。 |
| め | |

図表 2 アンケート調査オペレーションフローチャート





第2編 実態調査

第1章 調査の概要

当委員会は、信頼ある個人データ流通の国際的な枠組み構築に向けた取組の一つとして、 既存の二国間の枠組みの相互運用可能性の向上に取り組んでおり、これまで日米欧三極の 当局間で議論を行ってきた。

本調査は、上記のような現状を踏まえつつ、EU から十分性認定に基づき日本に移転してきたデータを、米国企業に再移転する場合の仕組みの構築を目指す当委員会が、本件スキームに対する日本企業及び日本に拠点を置く外資系企業のニーズにつき把握するため実施したものである。

実態調査では、外資系企業の日本拠点を含む経団連全会員企業を対象として 2020 年 11 月から 2021 年 1 月にかけて無記名のアンケート調査を行い、113 社より回答を得た。また、アンケート調査結果を補完する意味で、9 社の企業に対しインタビューを実施した。うち 5 社は、アンケート調査以前に、アンケート設計上の示唆を得る目的も兼ねて実施した。残りの 4 社は、アンケートの回答において、インタビューへの協力に合意をいただいた企業にアンケート調査後に、その回答内容を詳細化するため実施した。

その他

図表 3 設問内容 1. 業種 回答企業属性 2. 従業員数(単体) 3. 欧米拠点の有無 4. 個人データの移転の実績 5. 移転した個人データの移転元 (グループ会社、外部組織など) 6. 個人データの種類(人事、顧客、研究開発関連等) 個人データのEU⇒日本移転の現状 7. 移転の際に活用したスキームはなにか(十分性認定、BCR、SCCなど) 8. 取得個人データ件数 9. 移転目的(人事、顧客管理、研究開発等) 10. 移転していない場合はその理由 11. 個人データの移転の実績 12. 移転した個人データの移転先 (グループ会社、外部組織など) 13. 個人データの種類 (人事、顧客、研究開発関連等) 14. EUから取得した個人データの再移転は含まれるか 個人データの日本⇒米国移転の現状 15. 移転の際に活用したスキームはなにか(十分性認定、相当措置など) 16. 取得個人データ件数 17. 移転目的(人事、顧客管理、研究開発等) 18. 移転していない場合はその理由 19. 本件スキームはどの程度データフローの量に影響を与えるか 20. 期待するメリットはなにか(コンプライアンスにかかる手続きの軽減など) 本件スキームの受け止め 21. データフローの量が増加する場合、その利用目的はなにか 22. メリットをあまり感じない場合、その理由

24. インタビューご協力可否

23. 個人データの日本→米国移転、分析の有無、日本にある個人データと米国の関係

第2章 アンケート調査結果

以下にアンケート結果を記載する。本報告書では、本件調査の目的に関してアンケート調査結果から得られた示唆のみを示すこととする。

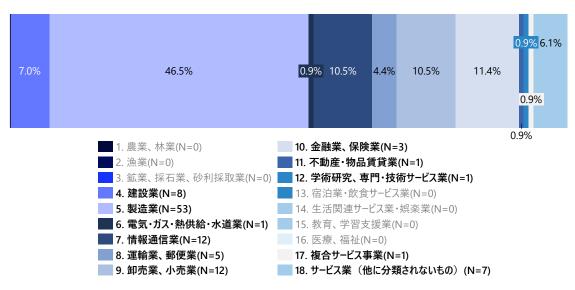
(1) 回答者属性

回答企業の主な属性は、製造業が半数近く(46.5%)、社員数は5000人以上の大企業が48.2%、1000人以上の大企業が全体の8割、また米国かEUまたはその両方に拠点がある企業が91.7%であった。

配布対象が経団連加盟企業であるため、大企業かつ米欧のいずれかに拠点を持つ企業が 大半を占めているといえる。

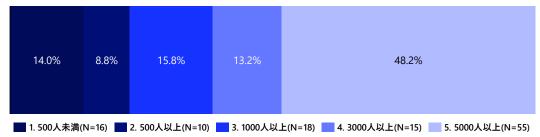
図表 4 回答企業の属性(業種)

Q1: 貴社の業種に最も近いものを1~18の中からお選びください。(N=114社、ひとつだけ選択)



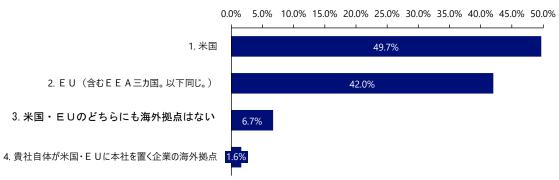
図表 5 回答企業の属性(従業員数)

Q2:貴社(単体)の従業員数を1~5の中からお選びください。(N=114社、ひとつだけ選択)



図表 6 回答企業の属性(保有する海外拠点)

Q3:以下の国・地域に、貴社の系列企業の海外拠点(現地法人、支社・営業所等)はありますか。(N=114社、複数選択可)



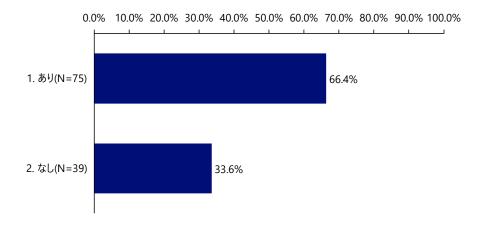
(2) EU→日本のデータ移転

まず、回答企業のうち EU から日本へ個人データを移転させた割合は 66%に及んだ。移転元の多くはグループ企業であり、これは移転される個人データの多くが自社の社員に関する人事データである点を反映していると考えられる。

他方で、EU から日本への移転については、顧客に関する個人データを移転している割合 も、移転実績がある企業のうち 57%を占めており、過半数は EU で取得した顧客データを日 本に移転して用いていることがわかる。

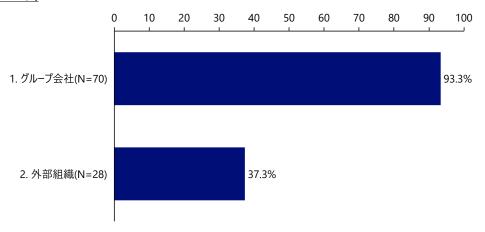
図表 7 EU→日本への個人データ移転の実績

Q4: EUから日本へ個人データを移転させた実績はありますか。(ひとつだけ選択) (N=114社)



図表 8 EU→日本への個人データ移転状況(移転元別)

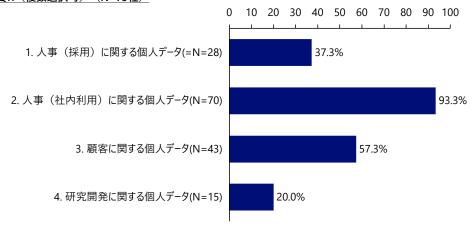
Q5:Q4で「あり」と回答した企業にお伺いします。個人データの移転元は以下のうちどれに該当しますか。(複数選択可) (N=75社)



図表 9 EU→日本への個人データ移転状況 (データ種別)

Q6. Q4で「あり」と回答した企業にお伺いします。どのような個人データを移転していますか。

※Q11 (複数選択可) (N=75社)

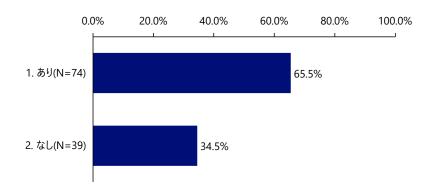


(3) 日本→米国のデータ移転

日本から米国への個人データの移転に関する設問でも、上記 EU→日本とほとんど同様の傾向が認められた。すなわち、7割にあたる 74 社で移転実績あり、そのうち 9割はグループ会社への移転実績があり、4割は社外への移転実績があった。移転される個人データの内容は、人事(社内利用)に関するものが最も多い。顧客に関する個人データの移転も、約半数の企業で実績がある。

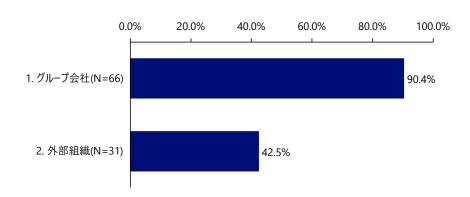
図表 10 日本→米国の個人データ移転実績の有無

Q11. 日本から米国へ個人データを移転させた実績はありますか。(注:EUで取得した個人データに限りません)。(ひとつだけ選択)(N=113社)



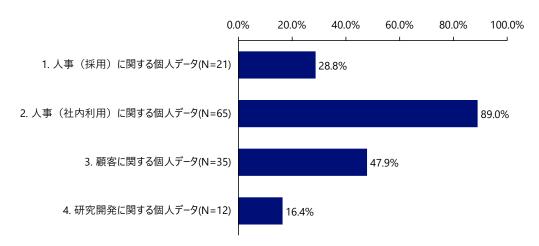
図表 11 日本→米国の個人データ移転先

Q12. Q11で「あり」と回答した企業にお伺いします。個人データの移転先は以下のうちどれに該当しますか。(複数選択可) _(N=74社)



図表 12 日本→米国の個人データ移転データ内容

Q13. Q11で「あり」と回答した企業にお伺いします。どのような個人データを移転していますか。(複数選択可) (N=74社)



(4) EU→日本→米国のデータ移転

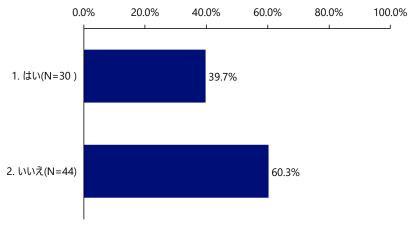
(Q14)

回答企業のうち、EU において個人データを取得し、これを日本に移転した後、米国に再移転したことがあると回答した企業の割合は全体の39.7%にあたる30社にのぼる。

これにより、当委員会が今後整備を目指すEU→日本→米国の3点間個人データ移転に関する本件スキームが整備された場合、その活用を選択肢としうる企業が一定数存在することが確認された。

図表 13 EU→日本→米国の3点間個人データ移転の実施状況

Q14. Q11で「あり」と回答した企業にお伺いします。日本から米国へ移転した個人データには、E Uからの移転データが含まれていますか。(一つだけ選択) (N=74社)

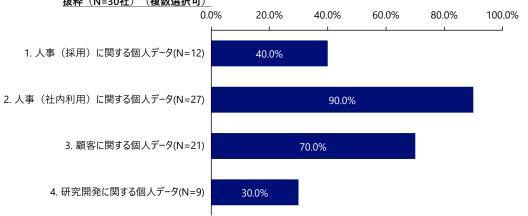


データの内容は、 人事 (社内利用) に関する個人データが最も多く 30 社中 27 社である。次点で顧客に関する個人データが多く 21 社であった。

図表 14 EU→日本→米国の3点間個人データ移転を実施している企業 (移転データ種類別)

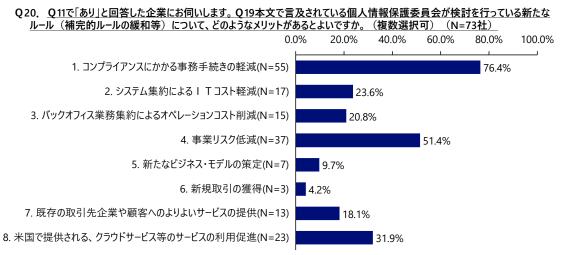
Q13. Q11で「あり」と回答した企業にお伺いします。どのような個人データを移転していますか。

※Q14「日本から米国へ移転した個人データには、E Uからの移転データが含まれていますか」に「あり」と回答した企業のみ抜粋(N=30社)(複数選択可)



日本→米国間で個人データ (EUで取得されたものに限らない)を移転させたことがあると回答した73社に対し、本件スキームに期待するメリットをきいた設問(複数回答)では、「コンプライアンスにかかる事務手続きの軽減」(76.4%)、「事業リスク低減に対する期待」(51.4%)が特に高かった。(Q20)

図表 15 本件スキームの整備に対する期待



因及 10 本件ハイ ムの金浦に対する場合

第3章 ヒアリング調査結果

ヒアリング調査は、アンケート調査の前と後にそれぞれ実施した。

アンケート調査実施前のインタビューは、アンケート調査の設計をインプットする目的で行った。ここでの目的は、アンケート調査の設問項目等について、調査対象企業が適切に回答できる内容や表現になっているか、回答負荷は高くないか、調査の前提となる仮説は正

しいか、といった観点の確認であった。

他方、アンケート調査後は調査結果を深堀する目的で行った。 以上について、それぞれの区分の対象企業は下図表の通りである。

図表 16 ヒアリング調査の実施対象・時期

| 区分 ヒアリング対象 (実施日時) | |
|-------------------|---|
| アンケート | ・ A~C ほか 2 社 (2020 年 9 月 10 日~10 月 7 日) |
| 調査前 | |
| アンケート | ・ D及びEほか1社 (2021年2月8日~10日) |
| 調査後 | · D社(2回目)及びF社(2021年12月8日~9日) |

以下にインタビュー結果から得られた本件スキームへのニーズについて概要を取りまとめた(分量の関係から、個人データの越境移転の実績が少ない企業等については掲載を割愛)。なお、アンケート調査後のインタビューは、アンケート設問項目に従い構造化したかたちで実施したため、以下の4項目に整理可能であるが、アンケート調査前のインタビューは、探索的なかたちで実施したため、結果にばらつきがあることに留意いただきたい。

また、アンケート調査後のインタビューについては、アンケートの各設問につき、回答した理由や、その背景となった社内の状況を深堀して聞いた。更に本報告書案作成の段階で、 事実確認等のため、追加のインタビューを実施した。

実際のインタビューでは、個別設問について質問をしたが、回答はとりまとめて得た場合が多かったため、アンケート調査前のインタビューと同じ項目に従い整理した。

図表 17 アンケート調査前のインタビュー結果

| 会社名 | A 社 |
|--------------|---|
| EU→日本の個人データ移 | • 各地域の管理職以上の従業員情報を東京の本社で集約し |
| 転について | ており、米国の拠点に移転する場合もある。従業員の給与 |
| | や評価などを把握する目的で収集している。 |
| | • 各地域で取得した端末識別子などの情報を分析目的で日 |
| | 本に移転することは考えられるが、あまり行われていな |
| | いと思われる。マーケティング分析は主にデータを取得 |
| | した現地で行われており、日本には商品開発関連(顧客が |
| | アプリでどういったボタンを押しているか等)のデータ |
| | を移転している。 |
| | データの越境移転について、セグメント別に細かいパタ |
| | ーンは考えられるが、具体的に現状を説明することは難 |
| | しい。 |

| 日本→米国の個人データ 移転について | • 東京のシステムが米国のクラウドを使用している場合があり、一部 EU→日本→米国のデータフローが存在してい |
|-----------------------|--|
| | るといえるかもしれない。基本的には日本にサーバーが |
| | あるクラウドサービスを選択しているが、ない場合は国 |
| | 外のものを使用している。越境移転規制についてはクラ |
| | ウドプロバイダーだけでなく、当社もしかるべき対策を |
| | 実施している。 |
| EU→日本→米国の 3 点間 | • 外部組織とのデータ移転 |
| 移転について | ▶ 現在は標準契約条項 (SCC) のもとでデータ移転を行 |
| | っているが、Schrems II 事件判決の影響が今後どの |
| | 程度広がるか未定であるため、データ移転の新たな |
| | 選択肢として本件スキームが加わることは心強く有 |
| | 難いと感じている。 |
| | ▶ データ分析は、実現できれば効果的だが、難しいと思 |
| | われる。セグメントごとの事業形態によって分析の |
| | リソースをどこに置くかが異なる。ゆえにリソース |
| | の共有が難しく、米国にリソースを分配して分析を |
| | 行うのは現状として厳しい。 |
| | グループ会社内のデータ移転 |
| | ▶ グローバルな人事データの移動は、すでに管理職以 |
| | 上の従業員データに対して行っている。 |
| | データセンターのバックアップなどにおけるデータ |
| | のコピー(移動)は、国外にサーバーが所在するクラ |
| | ウドサービスを使用することで、実務上よく起きて |
| | いる。その際に使用するクラウドサービスは米国の |
| | ものが多い。 |
| その他 | |

| 会社名 | B 社 |
|----------------|---------------|
| EU→日本の個人データ移 | _ |
| 転について | |
| 日本→米国の個人データ | _ |
| 移転について | |
| EU→日本→米国の 3 点間 | _ |
| 移転について | |
| その他 | • 外部組織とのデータ移転 |

| > | 当社のような IT サービスを提供する事業者は、デー |
|---|----------------------------|
| | タの処理者に該当する。そのため、あくまで顧客であ |
| | るデータの利用者が収集したデータを各地で使用で |
| | きるようにサポートするのが役割であり、顧客の活 |
| | 用したいデータ移転スキームに併せてサービスを提 |
| | 供している。 |

- ▶ マーケティング施策への活用についても、B2B事業者であるため実施しておらず、展示会等の参加情報等の取得程度にとどまる。
- ➤ なお、当社としては、PS に基づいた欧州から米国へ のデータ移転は実施しておらず、Schrems II 判決を 受けてデータ移転上の問題は発生していない状況。
- グループ会社内のデータ移転
 - ▶ 企業内部での利用(人事データ)については、コミュニケーション基盤として各国の従業員の所属やメールアドレス等は参照できるようになっている。また、グローバルな人事評価の統一とそれに基づく適切な人材配置の実現を検討中である。現在は、移行・検討期間のため、人事データの在り方は検討中である。例えば、異なる拠点間での役職別人事評価の統一等を検討しており、そのためには人事データをグローバルで統合する必要があると考えている。

| 会社名 | C社 |
|----------------|--------------------------------|
| EU→日本の個人データ移 | • EUから日本にデータを移転する際には、十分性認定を活 |
| 転について | 用している。 |
| | • 十分性認定が発効される前は、SCC を利用していた。 |
| 日本→米国の個人データ | • 日本から米国にデータを移転する際には、もともと PS が |
| 移転について | あった上で、SCC 的なスキームで運用していた。 |
| EU→日本→米国の 3 点間 | • 外部組織とのデータ移転 |
| 移転について | ▶ EU、米国を含めたグローバルのユーザーのデータは |
| | 日本の本社が現地の関連会社を介さず直接取得して |
| | いるが、顧客データを保存するサーバーは、日本にも |
| | 米国にも EU にもある。 |
| | ▶ 顧客データは、日本法人が直接取得しているため、日 |
| | 本本社がデータコントローラーとして GDPR 上の域外 |

- 適用を受けると解釈してGDPRを遵守している。
- ▶ 取得した顧客データは、マーケティングと分析のために各グローバル関連会社だけでなく広告代理店等に提供している。
- ▶ 日本本社から米国などにデータを移転する際に、以 前は PS を活用していたが、PS が無効化されてから は、GDPR を遵守するためにデータ処理契約 (DPA) と SCC を活用している。
- ▶ GDPR 第 27 条に従って、EU で一番大きな関連会社の ある拠点に代理人を置いている。
- ➤ EU の個人データを直接取得しており GDPR が域外適用されるため、日本の十分性認定の発効は SCC を結ばなくて良いという影響しか受けない一方、PS が無効化されることは大きな影響を受ける。
- ▶ GDPR が域外適用されることもあり、GDPR に対する準備が出来ているため、日本の法規制も GDPR に統一されるほうが楽である。
- ▶ EUの消費者データは、現状日本で分析しているが、 米国で分析できるようにする際には匿名化するなど データから個人を特定できないようにして提供する。
- ➤ 名前や住所、課金情報もデータとして取得しておらず、オンライン識別子とコードのみ取得しているため、データが漏洩した場合も大きな問題にはならないと思われるが、重大な個人情報を扱っている企業と同じようにルールを遵守する必要があるのは負担になっている。
- ▶ PS に代わる新たなスキームが構築されたとしても、 域外適用を受ける顧客データは影響を受けず、社員 データのみ影響を受ける。
- ➤ EU の関連会社の顧客データと統合して分析する場合は、第三国への再移転になるため、新たなスキームは負担を減らすものになる。
- ▶ 今後のユースケースとして、欧州の関連会社が展開しているサービスにより欧州で取得された個人データと、日本法人が国内で取得したデータを掛け合わ

| | せてデータ分析し、マーケティングに活用する可能 |
|-----|---------------------------------|
| | 性があり得る。この場合、日本だけでなく、米国拠点 |
| | でデータ分析を実施する可能性もあり、データの再 |
| | 移転が発生し得る。 |
| | グループ会社内のデータ移転 |
| | ▶ 企業内部での利用について、EU、米国を含めたグロー |
| | バル関連会社の人事データは、一回日本のサーバー |
| | に集約され、そのデータを EU や米国の関連会社に再 |
| | 移転している。EU から取得したデータを米国に移転 |
| | する場合も同様に、必ず一度日本を経由する。 |
| | ▶ 情報システムの管理者やスタッフ等のリソースが日 |
| | 本に集中している関係で、人事データを日本に集約 |
| | している。移転しているデータは、氏名・メールアド |
| | レス・所属部署等の基本的な従業員データである。 |
| その他 | • ロシアや中国に対する移転は、過去には禁止していた。デ |
| | ータローカライゼーションによって政府の監視が強くな |
| | ると、グローバルで同じサービスを提供することが難し |
| | くなる。そのため、中国モデルではなく、GDPR モデルで |
| | グローバルの法規制が進んでほしい。 |

図表 18 アンケート調査後のインタビュー結果

| MX 10 / ノグート調宜後のインダモュー結果 | | |
|--------------------------|---------------------------------|--|
| 会社名 | D社 | |
| EU→日本の個人データ移 | • 外部組織からのデータ移転 | |
| 転について | ▶ データ移転元の「外部組織」には当社グループの取引 | |
| | 先企業が該当する。ユーザー企業が保有しているデ | |
| | ータの管理システムを活用して EU から日本に移転し | |
| | ている。 | |
| | ▶ ユーザー企業から得た情報は、ユーザー企業へのサ | |
| | ービス目的・マーケティング目的・研究開発の理由で | |
| | 取得している。 | |
| | ▶ 今後、新しいシステムの導入も検討されているため、 | |
| | 取引先の従業員の個人情報をより扱うものが増えて | |
| | いくと思われる。 | |
| | グループ会社内のデータ移転 | |
| | ▶ 個人の氏名などの典型的な個人情報については外部 | |
| | 組織から得たという実績はない。グループ会社内の | |

- 人事情報として従業員の情報は扱っており、EUから 日本への移転もされている。
- ▶ グローバルで共有可能な人事管理システム等は導入しておらず、日本の本社が集約して管理している。そのため、EUから日本への人事データの移転はあるものの、逆に日本からEUへ人事データが移転されることはない。
- ▶ 今後、グローバルで共有可能な人事管理システムを 活用することは検討されている。そのため、今後は日 本への移転だけでなく、各国から各国へのデータ移 転が起こると思われる。
- 活用している移転スキーム
 - ➤ GDPR 施行開始前から移転スキームの活用をヨーロッパ拠点側が検討していた。拘束的企業準則 (BCR) は手続きが煩雑であるため、活用できなかった。また、BCR はグループ内企業では有効であるが、グループ外企業では無効である。外部組織との間では SCC が必要であるため、SCC を活用しており、今後も継続する意向である。
 - ▶ GDPR 対応に対する金銭的コストは、ヨーロッパ側で専門のコンサル会社に相談し、千万単位のコストが発生している。また日本側でも近い単位のコストが発生している。
 - ➤ 十分性認定の活用については、導入当初は十分性認定がなかったため、SCCを締結した。日本国内のデータ処理会社に委託をしているが、ここでも SCC を締結している。十分性認定後は、取引相手の会社から十分性認定があるため SCC は必要ないのではないか、と言われることも多く、十分性認定の活用も検討した。ただ、弁護士からは万が一のことを考えると、二重になってもいいから SCC を締結したほうが安全であるとのことで、相手が SCC を締結したくないと言わない限りは SCC を締結している。
 - ➤ 十分性認定と SCC の違いについて、もともと十分性 認定は見直しがあるので、SCC のほうが安定している と弁護士からも言われていたが、Schrems II 判決後

はむしろ十分性認定のほうが安定しているということをセミナーでは聞いた。そのため、やれることはやっておくということで対応している。

新 SCC への対応

- ➤ 今般の新 SCC 導入を受けた対応については、日本と EU との間においては現在検討中であるが、その他の 現地法人との間においては新 SCC を再締結予定であ り、すでに欧州の法律事務所により新 SCC のひな型 を作成済みである。
- ➤ 欧州の法律事務所からは、十分性認定は SCC より上位の規範であり、新 SCC による対応は不要との助言を受けている。他方、Schrems II 判決のように十分性認定が撤回される可能性も無いとは言えず、撤回が決定された段階で急遽新 SCC の検討を行うことは現実的ではないことから、予め新 SCC と併せて重畳的に対応する方が安全と考えている。世界でビジネスをするには、一番厳しい水準に合わせる必要がある。また、日本の IT ベンダーとの間でも契約を締結しているため、EU の IT ベンダー業との間で何ら契約を締結しないとなると、バランスを欠いてしまう。
- ▶ 欧州の法律事務所が作成した SCC ひな形は、本文と 別紙からなり、本文は欧州委員会が提示しているも のと同一であるが、別紙は相手先に応じて用意する こととなり、情報管理体制等の確認がその都度必要 となる。

• SCC に関するリスク

- ➤ SCC といっても、結局は紙面に基づいたものであり、 抜き打ち検査なども難しいので、契約の相手が実際 にはどの程度適切に情報管理や社員教育を行ってい るか、ガバメントアクセスに対応しているかといっ た実態は把握できないというリスクはあると考え る。
- EU から移転されたデータの管理等
 - ▶ SCC で対応しているが、補完的ルールに違反しないように工夫して運用を行っている。具体的には、契約書における利用目的の制限や外国の第三者提供の制限

に加えて、要配慮個人情報は移転しない、匿名加工個 人情報の利活用は行わない、等の対応をしている。

➤ EU から移転されたデータの管理については、GDPR に 則って対応し、それ以外の地域からのデータについ ても、EU から移転されたデータと特段峻別せずに管 理している。

日本→米国の個人データ 移転について

外部組織からのデータ移転

- ➤ EUから日本への移転と同様に当社システム上で日本から米国にデータを移転している。基本的には日本で情報を集約・管理しているが、日本で分析したデータを他国に移転することはある。再移転が発生する理由としては、グローバルに展開している企業に対して、米国本社、EUなど他の地域で利用されている情報を移転することがある。
- 活用している移転スキーム
 - ▶ 同様に SCC を利用している。
 - ➤ 米国の移転で最も気をつけているのは本社や代理店で所属している従業員の能力を高めるための E-learning の受講や、人材の配置等のために他社のシステムを利用している。他社のシステムを介して、従業員の個人情報が他国に移転されている形になる。当該他社は問題ないと認識していたが、万が一に備えて、当該他社と SCC を締結した。

EU→日本→米国の3点間 移転について

- 本件スキームの整備等により、データ移転が増える理由
 - ➤ EUから来たデータを日本で処理する場合に、当社システムでは某社の日本にあるサーバーを利用していた。ただし導入を検討している新しいシステムに関しては、米国にある AWS のサーバーを利用したいという要望が増えている。AWS のほうが使い勝手も性能もよく、個人情報保護にも適しているとの理由から、現場からのニーズが大きい。
 - ▶ 法務側の視点としては、PS が無効化されたため、様子を見たい。もし本件スキームが出来るのであれば、現場のニーズに応えられるため望ましい。
 - ▶ 他にもスマートコントラクトや教育関係のシステム など個人情報を真正面から扱うシステムを導入した

- いという声が上がっているため、安心して米国にデータ移転が出来るように PS の代わりが欲しい。
- ▶ 日本の AWS を利用せずに米国の AWS を利用する理由は、日本の AWS よりも米国の AWS のほうが性能や使い勝手が良い、と現場から聞いている。
- ▶ PS に代わる新しい制度が出来るということを前提として、ガイドラインに従って、PS に関して何をしたほうが良いかということは考えてはいるものの、補完的措置に関して何をすればいいのか、ということが分かっていない。そこが明確化されることを期待している。
- 本件スキームに求めるメリット
 - ▶ 本件スキームのメリットとしては、事業リスクが軽減されるということが最も重要である。事業リスクが低減されることで、事務手続きも軽減され、よりデータが自由に移転できるようになると、新たなビジネスモデルの策定も可能になり、ビジネスモデルが自由になると新しいサービスの提供も可能になる、という一連の流れだと認識している。もちろんAWSをはじめとしたクラウドサービスも利用促進される。
- 増加するデータフローの利用目的
 - ▶ 1番の利用目的は、グローバル人事管理システムを利用できるようになることである。日本に集約させずに各国同士でやり取りしていくということになれば、採用・社内利用の人事データが活用されることになると思われる。
 - ▶ 本件スキームが整備されることのメリットは、事業的な拡大という観点で見ると、顧客サービスに関する情報が大きいが、リスクとして最も不安視しているのは人事データの扱いについてである。人事目的となる内容のデータが真正面から個人情報であるため、解釈の余地がなく、規制の対象になる。
 - ▶ 本件スキームが整備されれば越境移転に役に立つと思われるが、それを活用するのに難しい点は、わかりにくさである。(本件スキームの整備のために緩和が必要と考えられる)補完的ルールには5つくらいガ

| | イドラインがあったと認識しており、EU の GDPR に準 |
|-----|-------------------------------|
| | じたレベルで個人情報が守られているということが |
| | 求められることは分かっているが、どこまで GDPR の |
| | レベルから離れていいのかわからない。解釈が難し |
| | く、現場からの問い合わせも多い。 |
| その他 | • EU から日本へ移転したデータを第三国に移転するパター |
| | ンとしては、①社員データをグループ会社へ提供する場 |
| | 合、②システムやソフトウェアの開発を委託している第 |
| | 三国の IT ベンダー企業へ提供する場合 (システムメンテ |
| | ナスの際に一部データへのアクセスを許可)の2点が考 |
| | えられる。 |
| | • (各国現地法人の人事情報を本社に集約した上での第三 |
| | 国へ移転の有無について、) 戦略計画などの形で幹部クラ |
| | スの情報が含まれ、それを共有することはある。 |

| 会社名 | E社 |
|--------------|-----------------------------|
| EU→日本の個人データ移 | • データの移転先、種類 |
| 転について | ▶ 当社が取得する消費者データは、いずれも IP アド |
| | レスと紐づいているため、位置情報や受発注データ |
| | と紐付け個人情報に該当しかねない。少なくとも |
| | GDPR 上は個人情報に該当すると考えており、基本的 |
| | には取得国内に限定して活用している。 |
| | ▶ 人事データについては、本社は海外子会社の従業員 |
| | データを全て把握しているわけではなく、幹部層等 |
| | の一部のみを対象に移転している。本来全従業員デ |
| | ータを一括管理したいが、GDPR への抵触を懸念して |
| | おり、グローバルな人事データ基盤の整備は中々進 |
| | められていない。 |
| | • SCC を活用する理由 |
| | ▶ 十分性認定が認められる前は、SCC を活用して柔軟 |
| | にデータ移転を実施していた。データ移転に際して |
| | は、本社間で SCC を締結し、子会社からは委任状を |
| | 取得する形でグループ内での越境移転を実施してい |
| | た。また、SCC の利用を徹底するために社内マニュ |
| | アルも整備し、運用の定着を図った。 |
| | ▶ 特徴的なユースケースとして、米国の研究拠点に EU |

- で取得したデータが移転できると便利である。この データ移転に際しても、SCC を活用していた。十分 性認定以降も SCC のスキームは活用している。 ▶ 地元の中小企業等に関するデータ移転については、 SCCよりも説明が簡便なため、十分性認定を活用し たケースもあるが、基本的には SCC を活用し、別途 十分性認定に依拠している状況。2-3件程度で地元 の中小企業で活用した程度である。その他は、基本 的には SCC に従っている。 EU 居住者のデータは SCC に基づいて移転している。日本 日本→米国の個人データ 移転について のデータは、個人情報とみなしたうえで、ガイドラインに 従って標準契約を結んでおり、これに同意された大学に のみ提供している。APEC 越境プライバシールール (CBPR) システムは活用しておらず、契約を取り交わしてデータ 移転を実施している。 米国の大学との連携について、米国に大学と連携した拠 点を持っており、センサーで収集したデータの活用方法 を検討している。日本国内でセンサーにより取得したデ ータを大学側にも活用してもらうためにも契約書を作成 し、この契約書に基づきデータ移転を実施している。 EU→日本→米国の 3 点間 規制が乱立しており、法務部としても判断が難しい。現場 移転について
- レベルではなおのこと理解し難く、利用を控えてしまう ケースもある。そのため、各国から集めている IP アドレ ス等も、地域限定で活用するしかない。しかし、今後ソリ ューション事業を展開していくためには、他国のデータ を移転して活用する必要がある。
- 会計データについても、国別の拠点ごとに導入している が、これも一拠点にまとめた方がコストも抑えられると 考える。
- PS の枠組みが新たにできることによりデータ移転が増加 するのか、それとも(本件スキームの整備に必要と考えら れる)補完的ルールの緩和により増加するのかについて は、補完的ルールは利用しやすいためそこまで変更して ほしいニーズはないが、緩和により更に増加はするだろ う。

その他

ベンチャーとの連携において、優れた技術者数人で実施

| している場合があるが、彼らは契約等のペーパーワーク |
|----------------------------|
| に不慣れなことも多く、契約による情報移転が進まない。 |
| 細かい契約手続きに頼らないデータ移転を実施したい。 |
| 日本を経由して、米国にデータを保管したい理由は、デー |

日本を経由して、米国にデータを保管したい理由は、データの保管だけでなく、グローバルデータを各拠点で、処理・閲覧も実施できるようにしたいということ。

| 会社名 | F社 | |
|----------------|---------------------------------|--|
| EU→日本の個人データ移 | • 十分性認定があるおかげで助かっている。移転の根拠は | |
| 転について | 十分性認定で足りており、SCC の締結は考えていない。 | |
| | 法律事務所から十分性認定の撤回の可能性も踏まえて | |
| | SCC の利用を勧められることもあるが、その場合、1件1 | |
| | 件 SCC を作成するのは相当程度の負荷がかかると思わ | |
| | れ、現実的ではない。 | |
| | • ただし、相手方の事情や要望があれば、個別に SCC の締 | |
| | 結を検討することになる。また、「移転」と「処理(管 | |
| | 理)」は別個に考えており、「移転」の根拠は十分性認定 | |
| | で足りているにしても、それとは別に「データ管理契 | |
| | 約」を締結するということはありうる。 | |
| EU→日本→米国の 3 点間 | • EU から移転されたデータを米国に移転するケース自体多 | |
| 移転について | くはないが、委託等によりデータを米国のサーバーで取 | |
| | り扱う場合や、従業員情報を移転する場合には、移転先と | |
| | の契約で対応することになる。顧客情報を移転する場合 | |
| | には、移転先の情報を顧客に提供して確認してもらって | |
| | いるが、顧客との契約の履行に必要な移転については、 | |
| | GDPR の特例条項の範囲内でできるという認識も持ってい | |
| | る。 | |
| | • 十分性認定にはメリットがあると感じている。SCC であれ | |
| | ば、案件ごとに1件1件目的を特定し、対処を検討する | |
| | などして SCC を作成するのは非常に負荷がかかる。もし | |
| | 仮に十分性認定がなく、SCC によって EU から移転された | |
| | データを米国に移転する場合であれば、移転元である EU | |
| | 側との SCC と移転先の米国側との SCC がそれぞれ必要に | |
| | なり、EU 側はともかく米国側については、SCC の内容や | |
| | その締結について理解が得られるとは限らず、作り込む | |
| | のは大きな負荷である。 | |

| | • | (本件スキームに関して、)深く配慮せずに安心してデー |
|-----|---|---------------------------------------|
| | | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |
| | | タを越境移転できるというスキームがあればありがた |
| | | ٧١° |
| その他 | • | GDPR については、直接に同意の取得等ができない場合に |
| | | どこまで間接的な対応が許されるのかという点や、適用 |
| | | の範囲等について判断に迷うことはある。 |
| | • | 個人情報保護法も厳格さの点でGDPRに近づいていってい |
| | | るという印象。日本からの移転の関係、特に移転先に関す |
| | | る情報提供の充実については、移転先と直接的なやり取 |
| | | りがなく、ウェブサイトによる間接的なやり取りのみの |
| | | 場合や、同意取得時に具体的な移転先が決まっていない |
| | | 場合もあるので、対応の検討に苦慮している。 |
| | • | EU 以外からのデータの再移転については、移転元の国の |
| | | 関連法令等次第であり、それに基づいた対応をすること |
| | | になる。特段の法令等がない場合は、本人の同意を取得し |
| | | ている。同意取得はすべてのプラクティスの基本と考え |
| | | ている。 |

第4章 実態調査の総合分析

アンケート調査及びインタビューの結果を踏まえ、以下に総合的な分析結果を述べる。

まず、本件スキームの利用可能性がある、EU→日本→米国という形での個人データ越境移転を実施している企業の割合を見る。これはQ11とQ14を組み合わせることで明らかとなり、Q11で回答した113社のうち、EU→日本の移転を行っている企業が75社、さらにそこからEUから移転された個人データを米国へ再移転している企業が30社あるため、実態調査の対象企業のうち、30/113の約26.5%が本件スキームの利用可能性があることとなる。Q2に示されるとおり、本アンケートは経団連加盟企業を対象としているため、回答企業の8割近くが従業員数1,000名以上の規模が大きな企業に限定されているものの、本件スキームに一定の利用ポテンシャルが認められたといえよう。

次に、本件スキームが導入された場合の、企業による具体的な利用方法を見てみたい。 Q13 によれば、現在のところ EU→日本→米国という形で移転される個人データは社内の人 事データと回答された割合が高い。ヒアリングによれば、これは例えば米国の子会社から EU の子会社を含む日本本社の人事データにアクセスができる等、グローバルに人事情報を 共有しているためと考えられる(C社)。グローバルな人事情報の一元化によるタレント マネジメントの強化は、日本企業のグローバル化にとっても重要な課題であり、ヒアリン グにおいても現在は実施していないものの将来的には実施したいとの意向が寄せられた企業もある (B社、D社)。本件スキームはその個人情報保護への対応支援につながることから、日本企業のグローバルな成長に間接的に寄与する可能性を指摘できる。

他方、EU→日本→米国という形で移転される個人データについて、70%の企業は顧客に 関するデータも移転していることが分かった点も注目され、これはEU→日本、日本→米国 という個別のデータフローに比べても比率が高い(Q13)。ヒアリングでは直接的な回答 は得られなかったものの、将来的な利用意向から2つの可能性が指摘できる。

1 つは、日本企業が世界的に一元化されたシステムを構築して、それを世界中の顧客に提供する場面である。例えば、位置情報等、個人データと認められ得る情報を含む場合、機械の稼働状況を監視するクラウドサービスにあっては、日本に世界中の機器から情報が集約され、そこから世界各国のクライアント企業に対して情報が提供される。そして、このクライアント企業も多国籍企業である場合、当該企業の欧州のデータを日本に集約し、そこから同じ企業の米国拠点に情報を提供する場面が想定されるが、この場合に EU→日本→米国という形で移転されることとなる。また、このようなサービスを、データが集約される日本本社が、グローバルに競争力のある米国企業のクラウドサービス上で構築する場合には、必然的に EU のデータを米国に移転することとなる。

もう1つは、より将来的なニーズであるが、日本に集約したデータを優れた分析力を持った自社の米国支社や米国企業、研究機関に提供して分析を行う場合である(E社)。または、グローバルにデータを集約した分析基盤を構築して、米国を含む各国から利用できるようにする可能性もある(C社)。

このようにデータを活用したサービス等の高度化に向け、本件スキームを活用するニーズも存在していることが確認された。

なお、十分性認定に基づいて EU から日本に移転された個人データを米国へ再移転する場合、現行においても、補完的ルールにより、本人同意の取得のほか、移転先との契約等による体制整備を行うことで、日本から米国への再移転が可能となっているが、当該再移転に関しては、日本の個人情報保護保護法上の要件に加え、GDPR 上の域外移転のための要件の遵守を求められるため、日本と EU 双方の規律をクリアする予見可能性が高まれば、企業実務上プラスになるという意向を企業が有していることが、ヒアリングを通じて伺えた (D 社)。

移転先との契約等の体制整備による個人データの移転については、移転先国のデータ保護に関する状況に応じた追加的な保護措置を講じることが移転元の企業に委ねられているが、日本企業にとって、国内の当局に比して、EU域内の当局から事後的に不備を指摘されるリスクについて予見することは困難であると想定されることから、当該リスクを回避す

るためには、契約相手となる移転先企業について、個社ごとに情報管理体制や社員教育の 実施状況等を慎重に検討し、万全な対策を講じる必要があると考えられる。

この点に関して、本件スキームが実現することで、日米欧の三極間における個人データの再移転について当局から事後的に保護措置の不備を指摘されるといったリスクは解消されることになるが、ヒアリングでは、このようにより予見可能性が高く、安心してデータを越境移転できる根拠が整備されることへの期待が示された(D社)。

第3編 個人データの越境移転一般に関する分析

冒頭述べた通り、本調査は、日本企業の越境データ移転に関して、特に当委員会が進める、 PS の後継をもとにした EU→日本→米国の移転スキームに関するニーズを調査することを目的としていた。

そこで本編では、個人データの越境移転について、特に、分析で得られた傾向に影響を与えた可能性のある各国の制度的背景や企業における実務慣行等について、考察を行う。また、個人データの越境移転に関する課題等について、企業における認識等も集計しとりまとめたうえで、考察を行う。

第1章 傾向に影響を与えた企業の実務慣行

企業サイドの実務実態としてまず着目すべきは、調査対象企業の越境移転割合の高さで ある。

次に、業種別の傾向を見ると、調査で明らかになったとおり、製造業におけるデータ移転の割合がその他の業種に比べて高い。これは、日本の特に大規模な製造業の多くが海外展開をすでに実施していることから来ているものと想定される。

そして、越境データの移転内容については、ほとんどが自社の従業員の個人データとなっている。他方で、顧客の個人データを越境移転している割合は低い。これは、製造業においてはカスタマーサービスなどで顧客情報を利用するものの、それは各地域別に管理すれば十分であるためと推測される。逆に言えば、現在の製造業の大企業の多くは、高度な顧客データの分析をグローバルに一元化して行うまでには至っていない可能性が高い。

ただし、ヒアリングやアンケート調査においては、顧客データの分析に伴う越境データ移転のニーズ拡大も示唆されており、将来的には高度な顧客データの分析をグローバルに一元化して行う、例えば日本の本社にデータを統合して、クラウド基盤上で分析するといった実務が執り行われる可能性も指摘できる。

以上をまとめると、現在の日本企業の喫緊の個人データ越境移転ニーズは、自社の従業員情報を適切に取り扱うことにあり、例えばグローバルな人事データベースを構築するうえで、米国拠点から日本にある EU 社員の人事データを参照する可能性もあり、本件スキームはそのようなニーズに対して応えるものといえよう。もっとも、EU から日本へのデータ移転には十分性認定のほか、SCC を用いている企業も多く、これは米国はじめ EU 域外諸国の企業ともグローバルに結ばれている可能性もある。しかし、SCC をはじめ、移転先との契約等による体制整備によって EU から日本に移転された個人データを米国に再移転する際、当局から事後的に保護措置の不備を指摘されるリスクもあることから、本件スキームは、より予見可能性が高く、安心して個人データを越境移転できる手段として機能し得るであろう。また、将来に目を向けると、グローバルな顧客データ分析のニーズも一部企業に見られている。このような企業においては、今後のデータ分析を容易にする根拠として本件スキーム

を利用できる可能性が高まるといえる。

第2章 個人データの越境移転に関する企業の課題認識

最後に、越境移転に関する企業の課題認識について述べたい。これが最も如実に示されているのが、アンケート調査における本件スキームへの期待に関する設問である。

本設問では、コンプライアンスコストの削減と事業リスクの低減が高い割合を占めている。これは、すでにある人事データの移転コストを削減するにとどまらず、顧客データの移転コストについても含まれたものであろう。すなわち、新規のデータ分析等を目的に米国への移転を進めたいが、それに対してはコスト的にも、またリスクの上でも障壁が存在するのであり、本件スキームがその解消に資するといえる。

また、ヒアリングにおいては、米系企業の提供するクラウドサービスは、日本にサーバーが設置されているとしてもやはり米国本土のサーバーだけで提供されている機能もあり、その点で米国への移転を行いたいというニーズが聞かれた。これはEUからの移転データにも当てはまり、このような利用の促進もまた本件スキームに期待される点である。また、これは米国製サービスの利用促進にもつながり、米国政府にとっても取り組む価値を見出せるニーズであるといえよう。

Q20. Q11で「あり」と回答した企業にお伺いします。Q19本文で言及されている個人情報保護委員会が検討を行っている新たな ルール (補完的ルールの緩和等) について、どのようなメリットがあるとよいですか。 (複数選択可) (N=73社) 0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 1. コンプライアンスにかかる事務手続きの軽減(N=55) 76.4% 2. システム集約による I T コスト軽減(N=17) 23.6% 3. バックオフィス業務集約によるオペレーションコスト削減(N=15) 20.8% 4. 事業リスク低減(N=37) 51.4% 5. 新たなビジネス・モデルの策定(N=7) 9.7% 6. 新規取引の獲得(N=3) 4.2% 7. 既存の取引先企業や顧客へのよりよいサービスの提供(N=13) 18.1% 8. 米国で提供される、クラウドサービス等のサービスの利用促進(N=23) 31.9%

図表 19 本件スキームの整備に対する期待

第4編 終わりに

本調査の結果として、大企業を中心に当委員会の進める本件スキームへのニーズが明らかになった。

また、個別のニーズについては、特にヒアリングを通じて深い分析を実施することができたと考えており、特に米国への移転ニーズについては、米国サービスの利用促進ともなるため、米国政府を説得する材料としても活用できるものと期待している。

末尾になるが、本件調査は多数の日本企業のアンケート調査、並びにヒアリング調査への ご協力があって初めて成し遂げられたものである。個別の企業名を挙げることはできない が、ご協力いただいた企業関係者、並びに業界団体の関係者の皆様に心からお礼を申し上げ て結びとしたい。